

## 株式会社ディメールにかかる株式の譲渡及び債権の弁済受領完了について

2013年11月29日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（旧「株式会社企業再生支援機構」。以下「機構」という。）は、地域経済活性化支援委員会の決定を経て、下記の再生支援対象事業者にかかる株式の譲渡及び債権の弁済受領を行うこととしました。これにより、機構が再生支援対象事業者に対して持つ株式及び債権その他は一切なくなります。

### 1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

株式会社ディメール（以下「ディメール」という。）

株式会社ダイマル（以下「ダイマル」という。）

丸竹八戸水産株式会社（以下「丸竹」という。）

### 2. 経緯

再生支援対象事業者につきましては、2011年12月22日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、2012年3月1日に法第28条第1項に規定する買取決定及び法第31条第1項に規定する出資決定を行いました。

2012年5月には、事業再生計画に沿ってダイマル、丸竹の事業が会社分割によりディメールに承継されるとともに、ディメールにおいていわゆる100%減資が行われ、同時に機構が21百万円の現金出資によりディメールの議決権割合の68%にあたるA種類株式を、有限会社吉田興産が同32%にあたる普通株式を取得していました。

なお、ダイマル、丸竹は事業承継後、いずれも特別清算を申立て、現在までに清算が完了しております。

その後、機構はディメールの事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、保有する株式の譲渡のためのプロセスを進め、今般、有限会社吉田興産への譲渡の決定に至ったものです。本決定を受けて、機構は、ただちに譲渡先との間で譲渡に関する契約を締結し、本年12月17日に株式譲渡を実行する予定です。また、併せて債権についても弁済受領が完了する予定です。

（注）株式譲受会社の概要は別紙のとおりです。

### 3. 出資額等

機構は、ディメールに対して、A種類株式21百万円の現金出資により、議決権割合

の68%にあたるA種類株式42株を取得していました。今般、当該株式の全てを譲渡するものです。

4. 債権額等

機構は、再生支援対象事業者に対する元本3,360百万円の債権に関し、会社分割手続を経て、関係金融機関等から95百万円の債権買取及びディメールに対する40百万円の新規貸付を行い、事業収益による一部弁済(47百万円)を受けていましたが、今般、残債権全額に当たる88百万円の弁済を受け、全額完済となる予定です。

5. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣： 意見なし

以上

(別紙) 株式譲受会社の概要

◆ 有限会社吉田興産

住所 : 青森県八戸市大字廿三日町2

代表者 : 吉田 誠夫

設立 : 1992年2月5日

資本金 : 3億3800万円 (2013年10月末日現在)

主な事業内容 : 株式会社吉田産業を中心とした企業グループの経営支援